



群馬東部水道企業団

第16号 令和3年4月1日

水道だより

発行 群馬東部水道企業団 太田市浜町11-28 ☎0276-45-2731

<https://www.gtsk.or.jp>



安全・安心な水をお届けするために

蛇口をひねって使う水道水。お客さまに水道水をご利用いただくためには「安全・安心」が絶対条件です。今回は、絶対条件である「安全・安心」に関する水質検査について、ご紹介します。



水道水の水質については、水道法に基づく水質基準に適合する必要があります。企業団では水道法で定められた水質基準項目(51項目)のほかに、水質管理目標設定項目や農薬類などの検査を渡良瀬浄水場や水道法で定められた検査機関にて行っています。

また、国の水質基準よりも厳しい企業団独自の「水質管理目標」を定めています。



蛇口から出る水のほかにも、河川や地下水、浄水場の出入り口などで水質検査計画に基づき検査を行っており、常に「安全・安心な水」をお届けするために、水源から蛇口に至るまできめこまかな水質管理を実施しています。

詳しくは群馬東部水道企業団ホームページの水質検査計画、水質検査結果をご覧ください。

群馬東部水道企業団水道料金審議会について

令和2年8月5日に設置された群馬東部水道企業団水道料金審議会では、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の異なる水道料金を令和4年4月に統一するために、定期的に審議会を開催しています。

この審議会は、水道料金の統一と合わせて、老朽化した管路施設や浄水場等の更新、耐震化を将来にわたり計画的に進め、水道事業が健全な運営を続けることができる新たな料金体系について審議しています。

現在、水道事業は人口減少や節水意識の向上により、水道料金の収入が減少し、「持続可能な水道による安定した水の供給」のため、水道料金の統一をして、必要な財源を確保することが必要になっています。

審議内容は、群馬東部水道企業団ホームページにも掲載しています。

開催日	審議内容
第4回 12月18日	料金統一における財政計画について 料金統一の料金体系のあり方
第5回 2月12日	料金統一における財政計画について 新料金表(案) 激変緩和措置
第6回 3月19日	新料金表(案) 激変緩和措置 答申書(案)について



老朽化した管路の漏水

群馬東部水道企業団のホームページが4月1日にリニューアルしました。こちらよりご覧ください。



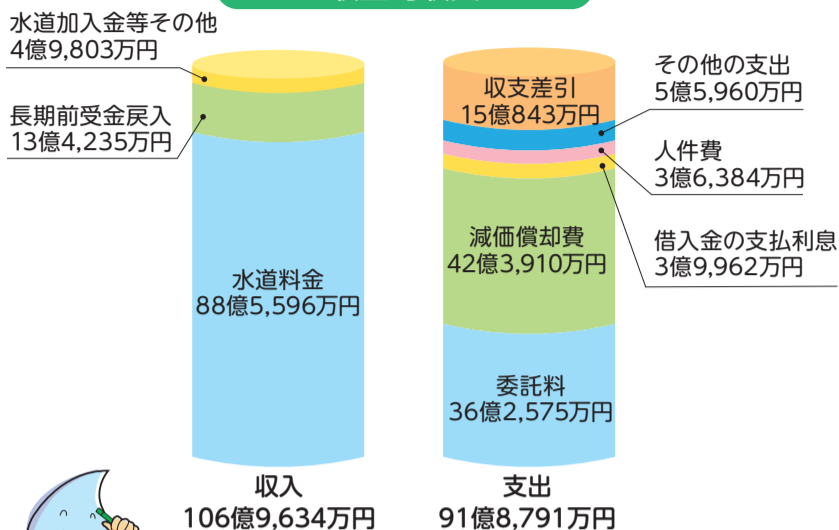
古紙パルプ配合率 70%再生紙と環境にやさしい大豆インキを使用しています

令和3年度 予算の概要

水道事業は、皆さまからの水道料金によって運営しています。

水道水を作るための収入と支出

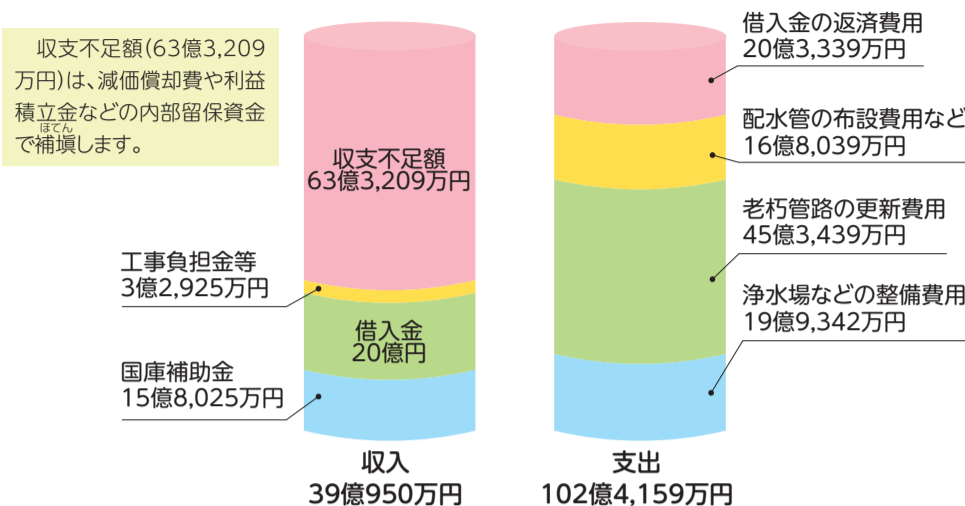
収益的収支



収支差引(15億843万円)のうち税抜き純利益は9億7,029万円
 ※純利益は、施設を整備するために使います。

施設を整備するための収入と支出

資本的収支



令和3年度の主な工事

- 邑楽中野浄水場受水設備工事、東部浄水場浄水池増設工事、みどり浄水場次亜注入設備更新工事
- 老朽管布設替工事(3市5町) 約31km

水道の使用開始・中止の届け出をお願いします



引っ越しなどにより、水道の使用開始や中止をする場合は、届け出が必要です。
 群馬東部水道企業団の太田本所・館林支所・みどり支所の窓口・電話・ファクス・ホームページで届け出ができます。

届け出の内容

水道を使い始めるとき

- 1 住所(アパート・マンション等の場合は、その名称と棟・部屋番号もお知らせください)
- 2 名前、電話番号
- 3 使い始める日

水道の使用をやめるとき

- 1 「水栓番号」または「お客様番号」(検針票【水道使用水量等のお知らせ】または領収書【水道料金等納入通知書兼領収証書】に記載されています)
- 2 住所、使用者の名前
- 3 使用をやめる日
- 4 転居先の住所、電話番号

インターネットでの申し込みができます

水道の使用開始・中止の届け出は、24時間いつでも受け付けができるホームページからの手続きが便利です。群馬東部水道企業団のホームページから申し込みください。
 なお、ホームページからの手続きは、水道の使用開始・中止の3日前(営業日)までをお願いします。詳しくは群馬東部水道企業団のホームページをご覧ください。



水道メーターの交換をしています!

群馬東部水道企業団では、有効期間が満了する前に、水道メーターの交換を行っています。

水道メーターの有効期間ってどれくらいなの?

水道メーターの有効期間は、計量法で『8年』と定められています。



交換費用は、群馬東部水道企業団が負担するので、原則としてお客さまに請求することはありません。

交換期間(令和3年度)

1期目	5月21日～ 6月10日
2期目	7月21日～ 8月10日
3期目	8月21日～ 9月10日
4期目	9月21日～10月 8日
5期目	10月21日～11月10日

※対象となるお客さまには交換期間、工事業者名などを記載したお知らせを郵送します。
 ※屋外作業ですので、お留守でも実施します。

問い合わせ先

● 営業日・時間: 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

● 太田本所

太田市浜町11-28
 ☎ 0276-45-2731
 ☎ 0276-45-2735

● 館林支所

館林市広内町3-10
 ☎ 0276-80-3201
 ☎ 0276-75-4134

● みどり支所

みどり市大間々町大間々1511
 (みどり市役所大間々庁舎内)
 ☎ 0277-73-2411
 ☎ 0277-73-2412

● 板倉営業所

板倉町板倉2682-1(板倉町役場内)

● 明和営業所

明和町新里250-1(明和町役場内)

● 千代田営業所

千代田町赤岩1895-1(千代田町役場内)

● 大泉営業所

大泉町日の出55-1(大泉町役場内)

● 邑楽営業所

邑楽町中野2570-1(邑楽町役場内)

● 業務内容

	太田本所	館林支所	みどり支所	各営業所
水道工事・漏水など	太田市エリア	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町エリア	みどり市エリア	
	※水道工事や漏水等の受け付けは、太田本所・館林支所・みどり支所の窓口となります。			
水道使用手続き・料金支払いなど	● 水道の使用開始、中止の申し込みなど(電話、ファクス、ホームページを使った申し込みも可能です) ● 水道料金のお支払い ● その他、水道に関するお問い合わせ			● 水道料金のお支払いのみ